

千教組夷隅支部 慶弔・見舞規定

- 第 1 条 本規定は夷隅支部組合員に関する内規とする。
- 第 2 条 本規定は組合員の中に慶弔・見舞を生じた場合に全組合員の志として行われるものとする。
- 第 3 条 組合員が次の各号に該当した場合この規定を受ける。
1. 結婚の場合
 2. 出産（誕生）の場合
 3. 療養休暇の場合（1か月以上）
 4. 退職の場合（勤続15年以上）
 5. 災害の場合（風害・水害・火災・震災等）
 6. 死亡の場合
 7. 親族（1親等）の死亡の場合
- 第 4 条 前条の各号に該当した場合は下記のとおりとする。
- 1 の場合 祝電を打ち、記念品を贈呈する。
 - 2 の場合 記念品を贈呈する。
 - 3 の場合 見舞金として5,000円贈る。
 - 4 の場合 定期大会において記念品を贈呈する。
 5. 6 の場合 その都度執行委員会を開いて金額を決定し、委員会の承認を得る。
 - 7 の場合 訃報の連絡（FAX）を分会へ行う。
【同居】弔慰金として3,000円を届ける。
（香典返し等を受け取らない。）
【別居】弔電を打つ。
- 第 5 条 この規定による支払の経費は福利厚生費からこれを支出する。但し、第3条の5. 6に要する経費はその都度全組合員より臨時徴集する。
- 第 6 条 第3条の各号の一つに該当するものがある時は、当該学校分会より申請書を支部長に提出する。（書式は別に定める）
- 第 7 条 第3条の一つに該当する金額を支給したとき、委員会に報告し、承認を得る。
- 第 8 条 この規定の改正は執行委員会が行い、委員会の承認を得る。
- 附 則
1. この規定は1980年 4月 1日より施行する。
 2. 該当者は一切の返礼をしない。
 3. この規定は1984年 4月17日より一部改正する。
 4. この規定は1992年 4月24日より一部改正する。
 5. この規定は1994年 4月26日より一部改正する。
 6. この規定は1996年 4月 1日より一部改正する。
 7. この規定は2001年 4月25日より一部改正する。
 8. この規定は2009年 2月18日より一部改正する。
 9. この規定は2023年 6月30日より一部改正する。

